

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）開始以降の請求時の編綴方法について

今般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部（局）宛て標記の事務連絡がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本事務連絡は4回目接種の開始に伴い、新型コロナワクチン接種に係る費用請求時の提出書類の編綴方法を令和4年6月請求分から下記のとおり変更する旨、連絡するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

（参考：様式）

- 旧様式：加算を示す医療機関記入欄がない予診票をいう。
- 新様式：加算を示す医療機関記入欄がある予診票をいう。

（参考：編綴方法）

- 令和4年5月請求分まで（**変更前**）
 - ① 市区町村別請求書
 - ② 予診のみ（旧様式⇒新様式（1・2回目）⇒新様式（3回目））
 - ③ 接 種（旧様式⇒新様式（1・2回目）⇒新様式（3回目））
- 令和4年6月請求分から（**変更後**）
 - ① 市区町村別請求書
 - ② 予診のみ（旧様式⇒新様式加算なし（接種回数不問）⇒新様式加算あり（接種回数不問））
 - ③ 接 種（旧様式⇒新様式加算なし（接種回数不問）⇒新様式加算あり（接種回数不問））

（参考）

新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）の体制確保について（その2）
[（令和4年5月9日付日医発第326号（健Ⅱ））](#)

事務連絡
令和4年5月17日

各〔都道府県
市町村
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）開始以降の請求時の編綴方法について

標記につきまして、「新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）の体制確保について（その2）」（令和4年4月28日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）にて、更なる追加接種（以下「4回目接種」という。）の方針及び準備に当たって留意すべき事項、5月下旬から接種開始することを想定して、接種券を順次発送することなどをお示したところです。

4回目接種の開始に伴い、審査支払事務の円滑な実施等の観点から、編綴の際の予診票の仕分け方法を、接種回数による仕分けから加算の有無による仕分けに変更することとしました。

つきましては、令和4年6月請求分からの編綴方法を、旧様式、新様式加算なし（接種回数不問）、新様式加算あり（接種回数不問）の順としますので、関係機関等へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容については、公益社団法人日本医師会にも情報提供している旨申し添えます。

（参考：様式）

- 旧様式：加算を示す医療機関記入欄がない予診票をいう。
- 新様式：加算を示す医療機関記入欄がある予診票をいう。

（参考：編綴方法）

○令和4年5月請求分まで（変更前）

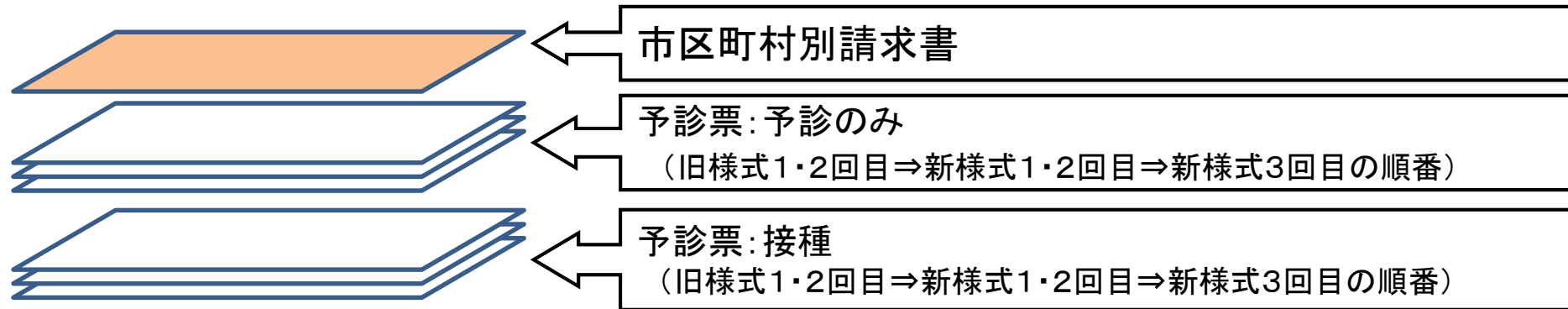
- ①市区町村別請求書
- ②予診のみ（旧様式⇒新様式（1・2回目）⇒新様式（3回目））
- ③接種（旧様式⇒新様式（1・2回目）⇒新様式（3回目））

○令和4年6月請求分から（変更後）

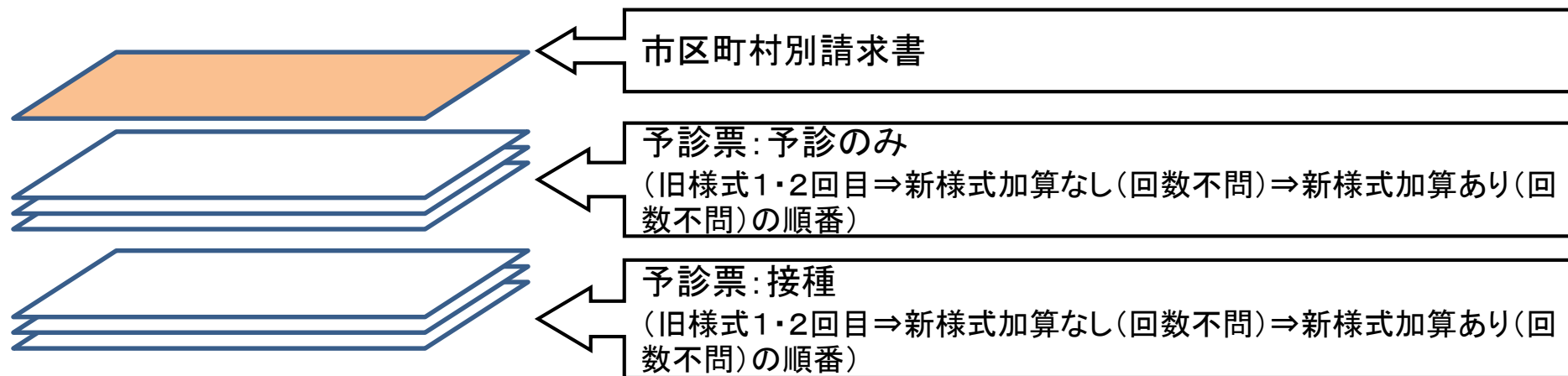
- ①市区町村別請求書
- ②予診のみ（旧様式⇒新様式加算なし（接種回数不問）⇒新様式加算あり（接種回数不問））
- ③接種（旧様式⇒新様式加算なし（接種回数不問）⇒新様式加算あり（接種回数不問））

医療機関等から国保連合会に請求する際の編綴方法（4回目接種開始以降）

【令和4年5月に請求する分まで】(変更前)



【令和4年6月に請求する分から】(変更後)



※国保連合会において、市区町村別請求書の請求件数と予診票の枚数等を突合する。